

議案第三十九号

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

港区介護保険における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例（平成二十五年港区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者に係る条例で定める者）

第三条 指定地域密着型サービス事業の申請者に係る法第七十八条の二第四項第一号に規定する条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看

護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者に係る法第百十五條の十二第二項第一号に規定する条例で定める者は、法人とする。

第二十条第一項中「指定地域密着型サービス事業等」を「指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業(以下「指定地域密着型サービス事業等」という。)」に改め、「以下同じ。」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成三十年厚生労働省令第三十号)の施行による介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者を拡充するため、本案を提出いたします。